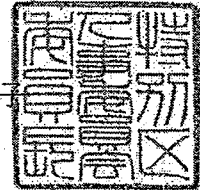


31 特人委給第 502 号  
令和元年 12 月 2 日

文京区議会議長  
海老澤 敬子 様

特別区人事委員会  
委員長 中山 弘子



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について (回答)

令和元年 11 月 27 日付 2019 文議第 808 号により意見聴取のあった条例案については、下記のとおり回答します。

記

議案第 42 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

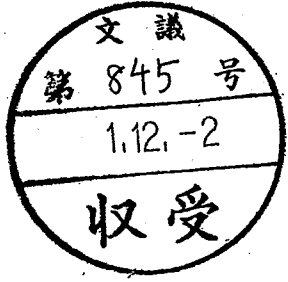
令和 2 年 1 月 1 日から本委員会の勧告のとおり給料表を適用するが、本年 4 月からの公民較差相当分を解消するための所要の調整措置は講じないとした点は、勧告内容とは異なるものの、任命権者の判断によるものと考えます。

また、平成 30 年の給与条例の改正に伴い差額を支給されている職員の給料の改定方法については、将来に向け解決すべき課題と考えます。

なお、その他の部分については、異議ありません。

議案第 43 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

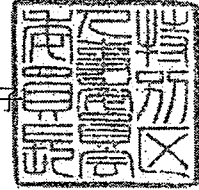
現行の退職手当条例は、退職日の給料月額を算定の基礎としていますが、本条例案については任命権者の判断と考えます。



31 特人委給第 504 号  
令和元年 12 月 2 日

文京区議会議長  
海老澤 敬子 様

特別区人事委員会  
委員長 中山 弘子



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（回答）

令和元年 11 月 27 日付 2019 文議第 808-2 号により意見聴取のあった条例案について、下記のとおり回答します。

記

議案第 44 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 1 月 1 日から本委員会の勧告のとおり給料表を適用するが、本年 4 月からの公民較差相当分を解消するための所要の調整措置は講じないとした点は、勧告内容とは異なるものの、任命権者の判断によるものと考えます。

なお、その他の部分については、異議ありません。